

決 定 書

1 請求人

(省略)

2 請求年月日

令和8年7月24日

3 請求の要旨

請求人から提出された今治市職員措置請求書及び令和8年8月7日付で提出された請求書の補正の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求する措置

今治市長（公営企業の管理者の職務を行う市長をいう。）が発注する公共工事（以下「本件対象工事」という。）について、本件対象工事に係る監督、工事等のしゅん工届の受理、給付完了の確認の検査及び検査合格等、当該契約履行に係る財務会計上の行為について監査を求める。

(2) 請求の理由

本件対象工事に係る財務会計上の行為の違法又は不当に対する請求の理由として、請求人が使用する建物の雨漏り等（以下「リスク」という。）について、今治市が当該建物の現地確認を行い所有者に対し建物の適切な維持管理に関する通知をしたにもかかわらず、通知後も当該建物の修繕先である工事会社（以下「本件会社」という。）と公共工事に係る発注及び契約の締結等を行っている。また、これらの現地確認及び通知等、請求人が示すリスク情報を庁内で共有した後も、今治市として本件会社に対する追加調査又は資料提出要求の有無等、これらを不実施とした客観的な判断結果等を示さないまま、本件対象工事に係る契約の履行によって生じる金銭が、将来損なわれるおそれがあるものとして、今治市監査委員に対し、これらの監査及び勧告等を行うことを求める。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

ア 法の要件

住民監査請求の要件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項のとおり、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員による違法又は不当な財務会計上の行為（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）等により、普通地方公共団体の住民としての損失を被ることを防止し、是正するために、住民全体の利益を確保する見地から行うものであって、不正行為の生じやすい財務会計上の違法行為等を防止、是正することを直接の目的とする規定である。

この住民監査請求は、住民一人でも請求することができる反面、請求の対象は、職員の具体的な不正行為に限られる。また、請求人は、住民監査請求の対象となる行為等が特定できるように個別的かつ具体的に示すことが必要であり、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為等について、なぜそれが違法又は不当等であるのか、その理由を具体的に示す必要がある。

イ 本件請求における法定要件の該当性の判断

本件請求においては、請求人自らの建物に係るリスク情報及び当該リスクに対し今治市が本件会社に対する適切な確認等を行わず、その判断内容を客観的に示していないことをもって、本件対象工事に係る契約の締結及び履行に関する財務会計上の行為を行うことは違法又は不当であると請求人は主張する。

しかしながら、法第 242 条第 1 項の違法とは、文字どおり法令の規定に違背することをいう。請求人は、自らの建物に係るリスク情報及び当該リスクに対し今治市が本件会社に対する適切な確認等を行わず、その判断内容を客観的に示していないことを理由として、地方自治法上の適正な契約履行の確保を欠いている旨を主張するが、当該請求人が示す地方自治法上の規定を含めた多数の規定は、直接的な違法の事実を示すものではなく、明確な法令違反が存在することを裏付けるものでもない。また、不当とは違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいうが、請求人が示す当該リスク等に対する危険性等を

もって、本件対象工事の契約手続に係る一連の行為の不当性が存在すると認めるに足る「行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないこと」を摘示する程度の内容が、具体的かつ客観的に示されているものではない。

したがって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める所定の要件を満たしていないものと判断し、不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和 8 年 9 月 14 日

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 近 藤 博